（別紙）

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和５年６月７日付けこ成保 39・５文科初第 591 号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
こ　成　保　３９ ５文科初第 591 号 令和５年６月７日 ［最終改正］　こ　成　保　２２７ ６文科初第 153 号 令和６年４月 12 日	こ　成　保　３９ ５文科初第 591 号 令和５年６月７日
各　都道府県知事　殿	各　都道府県知事　殿
こども家庭庁成育局長 文部科学省初等中等教育局長	こども家庭庁成育局長 文部科学省初等中等教育局長
施設型給付費等に係る処遇改善等加算について	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
（略）	（同左）
記	記
第１～２　（略）	第１～２（同左）
第３　加算額に係る使途 １　基本的な考え方　（略）	第３　加算額に係る使途 １　基本的な考え方　（同左）
２　賃金の改善の方法 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第１の１の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと(注)を前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。	２　賃金の改善の方法 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、第１の１の目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと(注)を前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。

改正後	改正前
（注）　３により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。 　また、加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなること等により賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合については、減少する加算額に相当する部分はこの限りでない。 　加えて、「公定価格に関する FAQ（よくある質問）」（以下「公定価格 FAQ」という。）の No.221 により、令和５年度においては、令和５年度当初予算の公定価格に基づいて計算した金額と令和５年度補正を反映した公定価格に基づいて計算した金額との差額（以下、「令和５年度の改定による影響額」という。）又は旧通知における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の＜算式１＞に 0.9（調整率）を乗じた額(以下、「調整率を乗じた額」という。)を「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」として取り扱うことも可能としているため、新規事由なしの場合は令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準を超えている場合（新規事由有りの場合は令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額を超えている場合）は後述の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている部分はこの限りではない。	（注）　３により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。 　また、加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなること等により賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合や令和５年度における加算Ⅲ算定対象人数の算定に伴い令和４年度と比べて加算額が減少する場合（利用する子どもの数の減少や加算の適用月数の違いによる影響を除く）については、減少する加算額に相当する部分はこの限りでない。
（略）	（追加） （同左）
３～４　（略）	３～４　（同左）
第４　加算Ⅰの要件 （略） ２　賃金改善要件 （加算認定に係る要件） 　次の⑴ア又は⑵アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式５**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。 　なお、加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅰの適用を受けている施設は、**別紙様式 11**「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、**別紙様式５**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」の作成及び提出を不要とする。 　また、一般市町村が管轄する施設・事業所であって、加算Ⅲの申請を行うものは、**別紙様式５**の添付資料として、**別紙様式９**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の写しを添付すること。 ⑴　加算Ⅰ新規事由がある場合 　ア～カ　（略） 　キ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準年度の翌年度（以下「基準翌年度」という。）から加算	第４　加算Ⅰの要件 （同左） ２　賃金改善要件 （加算認定に係る要件） 　次の⑴ア又は⑵アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式５**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。 （追加） 　また、一般市町村が管轄する施設・事業所であって、加算Ⅲの申請を行うものは、**別紙様式５**の添付資料として、**別紙様式９**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の写しを添付すること。 ⑴　加算Ⅰ新規事由がある場合 　ア～カ　（同左） 　キ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ、「保

改正後	改正前
当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準※３をいう。	育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和３年 12 月 23 日付け府子本第 1203 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に定める保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業による賃金改善額、教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）実施要領（令和４年２月４日文部科学省高等教育局長裁定）に定める事業及び私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱（昭和 51 年 12 月 21 日文部大臣裁定）の別表第２中の３に定める都道府県補助金の増額分を活用した賃金改善額（以下「令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額」という。）を除く。）に、基準年度の翌年度（以下「基準翌年度」という。）から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準をいう。
a　（略）	a　（同左）
b　ア ii の場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。）　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※４。	b　ア ii の場合（私学助成を受けていた幼稚園が初めて加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を受ける場合を除く。）　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※３。
（略）	（同左）
※２　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式１＞により算定した額を合算して得た額から＜算式２＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。	※２　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式１＞により算定した額を合算して得た額から＜算式２＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。
＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×｛「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100｝×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」×0.9（調整率）	＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×｛「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100｝×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」
＜算式２＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「＜算式１＞により算定した金額」	＜算式２＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「＜算式１＞により算定した金額」
※３　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。	（追加）
＜算式１＞ 「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1	
＜算式２＞ ｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝　－　「令和５年度の改	

改正後	改正前
定による影響額」 ※４　ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅰの賃金改善要件分による賃金改善額を控除すること。 ク～サ　（略）	※３　ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅰの賃金改善要件分による賃金改善額を控除すること。 ク～サ　（同左）
⑵　加算Ⅰ新規事由がない場合 ア～エ　（略） オ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※１を合算した水準※２・※３・※４（千円未満の端数は切り捨て）をいう。	⑵　加算Ⅰ新規事由がない場合 ア～エ　（同左） オ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※１を合算した水準※２・※３（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
（略） ※３　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。 ＜算式１＞ 「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1 ＜算式２＞ ｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝　－「令和５年度の改定による影響額」	（同左） （追加）
※４　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注３）を加える（減じる）こと。 （略）	※３　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注３）を加える（減じる）こと。 （同左）
（実績報告に係る要件） 加算当年度の翌年度速やかに、次の⑶ア又は⑷アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式６**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」を市町村の長に対して提出すること。 ⑶　加算Ⅰ新規事由がある場合	（実績報告に係る要件） 加算当年度の翌年度速やかに、次の⑶ア又は⑷アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式６**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」を市町村の長に対して提出すること。 ⑶　加算Ⅰ新規事由がある場合

改正後	改正前
ア～エ　（略） オ　（略） ※　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。 ＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ｉの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率） また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。 ＜算式２＞ 「加算当年度の加算Ｉの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率） カ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※1（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※2を合算した水準※3をいう。 （略） ※２　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、次の＜算式１＞により算定した額から＜算式２＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。 ＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ｉの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 ×0.9（調整率） ＜算式２＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「＜算式１＞により算定した金額」 ※３　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。	ア～エ　（同左） オ　（同左） ※　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。 ＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ｉの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。 ＜算式２＞ 「加算当年度の加算Ｉの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 カ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※1（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※2を合算した水準をいう。 （同左） ※２　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、次の＜算式１＞により算定した額から＜算式２＞を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。 ＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ｉの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 ＜算式２＞ 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額及び法定福利費等の事業主負担分の総額の合計額」×「＜算式１＞により算定した金額」 （追加）

改正後	改正前
＜算式１＞ 「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1 ＜算式２＞ ｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝　－「令和５年度の改定による影響額」	
※４　ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅰの賃金改善要件分による賃金改善額を控除すること。	※３　ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅰの賃金改善要件分による賃金改善額を控除すること。
（略）	（同左）
⑷　加算Ⅰ新規事由がない場合	⑷　加算Ⅰ新規事由がない場合
ア～ウ　（略）	ア～ウ　（同左）
エ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1・※2を合算した水準※3・※4・※5（千円未満の端数は切り捨て）をいう。	エ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1・※2を合算した水準※3・※4（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
（略）	（同左）
※２　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。 ＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率） また、減額改定があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。 ＜算式２＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）	※２　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。 ＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 また、減額改定があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。 ＜算式２＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」
（略）	（同左）

改正後	改正前
※４　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。 ＜算式１＞ 「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1 ＜算式２＞ ｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝　－「令和５年度の改定による影響額」	（追加）
※５　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注３）を加える（減じる）こと。	※４　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注３）を加える（減じる）こと。
（略）	（同左）
３　キャリアパス要件　（略）	３　キャリアパス要件　（同左）
第５　加算Ⅱの要件	第５　加算Ⅱの要件
１　加算Ⅱ算定対象人数の算定　（略）	１　加算Ⅱ算定対象人数の算定　（同左）
２　加算要件	２　加算要件
（加算認定に係る要件） 次の⑴ア又は⑵アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式７**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。 なお、加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅱの適用を受けている施設は、**別紙様式 11**「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、**別紙様式７**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」の作成及び提出を不要とする。	（加算認定に係る要件） 次の⑴ア又は⑵アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式７**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。 （追加）
⑴　加算Ⅱ新規事由がある場合 ア～カ　（略） キ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準をいう。	⑴　加算Ⅱ新規事由がある場合 ア～カ　（同左） キ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人

改正後	改正前
（略） ケ　次に掲げる加算の区分に応じそれぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。）に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。 ⅰ　加算Ⅱ－①　次に掲げる要件を満たす職員（以下「副主任保育士等」という。）（注１） a　副主任保育士・専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは中核リーダー・専門リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること（注２）。 b　概ね７年以上の経験年数（注３）を有するとともに、別に定める研修を修了していること（注４）。 ⅱ　加算Ⅱ－②　次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）（注５） a　職務分野別リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは若手リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること（注２）。 b　概ね３年以上の経験年数（注３）を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること（注４）。 （注１）　職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。 また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。 要件を満たす者が１人以上（「人数Ａ」に２分の１を乗じて得た人数が１人未満となる場合には、確保することを要しない。家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員５人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっても同じ。）いること。当該要件を満たす者がいない場合は加算Ⅱを取得することができない。 （注２）　家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、職位の発令や職務命令を受	件費の改定分※２を合算した水準をいう。 （同左） ケ　次に掲げる加算の区分に応じそれぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。）に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。 ⅰ　加算Ⅱ－①　次に掲げる要件を満たす職員（以下「副主任保育士等」という。）（注１） a　副主任保育士・専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは中核リーダー・専門リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること（注２）。 b　概ね７年以上の経験年数（注３）を有するとともに、別に定める研修を修了していること（注４）。 ⅱ　加算Ⅱ－②　次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）（注５） a　職務分野別リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは若手リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること（注２）。 b　概ね３年以上の経験年数（注３）を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること（注４）。 （注１）　職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。 また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。 （注２）　家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、職位の発令や職務命令を受

改正後	改正前
けていることを要しない。 （注３）　職員の経験年数の算定については、第４の１に準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、副主任保育士等について「概ね７年以上」とあるのを「７年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね３年以上」をとあるのを「３年以上」と読み替える。 （注４）　研修に係る要件の適用時期については、別に定める。 （注５）　要件を満たす者が人数Ｂ以上（家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員５人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっては、１人以上）いること。当該要件を満たす者がいない場合は加算Ⅱを取得することができない。 コ　（略）	けていることを要しない。 （注３）　職員の経験年数の算定については、第４の１に準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、副主任保育士等について「概ね７年以上」とあるのを「７年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね３年以上」をとあるのを「３年以上」と読み替える。 （注４）　研修に係る要件の適用時期については、別に定める。 （注５）　要件を満たす者が人数Ｂ以上（家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員５人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっては、１人以上）いること。 コ　（同左）
⑵　加算Ⅱ新規事由がない場合 ア　（略） イ　「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の３月までをいう。 ウ～エ（略） オ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※１を合算した水準※２（千円未満の端数は切り捨て）をいう。 （略） （実績報告に係る要件） 加算当年度の翌年度速やかに、次の⑶ア又は⑷アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式８**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」を市町村の長に対して提出すること。	⑵　加算Ⅱ新規事由がない場合 ア　（同左） イ　「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の４月から翌年３月までをいう。 ウ～エ（同左） オ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。基準年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※１を合算した水準※２（千円未満の端数は切り捨て）をいう。 （同左） （実績報告に係る要件） 加算当年度の翌年度速やかに、次の⑶ア又は⑷アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式８**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」を市町村の長に対して提出すること。
⑶　加算Ⅱ新規事由がある場合 ア～オ（略） カ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を	⑶　加算Ⅱ新規事由がある場合 ア～オ（同左） カ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。算定方法は、第４の２⑴サ

改正後	改正前
合算した水準※3をいう。 （略） ⑷　加算Ⅱ新規事由がない場合 ア～ウ（略） エ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1を合算した水準※2（千円未満の端数は切り捨て）をいう。 （略）	に準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※2を合算した水準※3をいう。 ⑷　加算Ⅱ新規事由がない場合 ア～ウ（略） エ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、基準年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1を合算した水準※2（千円未満の端数は切り捨て）をいう。 （同左）
第６　加算Ⅲの要件 １　加算Ⅲ算定対象人数の算定 加算Ⅲの加算算定対象人数（告示別表第２特定加算部分及び別表第３特定加算部分。以下「加算Ⅲ算定対象人数」という。）は、別表２の左欄の施設・事業所の区分に応じて同表の右欄により算出される職員数（１人未満の端数は四捨五入）とすること。 別表２の右欄による算出に当たっては、年齢別の児童数は、加算当年度の４月時点の利用子ども数又は「見込平均利用子ども数」（算定方法は第４の２⑴コに準じる。）を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の４月時点の状況により判断すること。	第６　加算Ⅲの要件 １　加算Ⅲ算定対象人数の算定 加算Ⅲの加算算定対象人数（告示別表第２特定加算部分及び別表第３特定加算部分。以下「加算Ⅲ算定対象人数」という。）は、別表２の左欄の施設・事業所の区分に応じて同表の右欄により算出される職員数（１人未満の端数は四捨五入）とすること。 別表２の右欄による算出に当たっては、年齢別の児童数は、加算当年度の「見込平均利用子ども数」（算定方法は第４の２⑴コに準じる。）を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の４月時点の状況により判断すること。
２　加算要件 （加算認定に係る要件） 次の⑴ア又は⑵アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式９**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市町村の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。 なお、加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅲの適用を受けている施設は、**別紙様式 11**「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、**別紙様式９**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の作成及び提出を不要とする。 また、一般市町村が管轄する施設・事業所であって、加算Ⅱの申請を行うものは、**別紙様式９**の添付資料として、**別紙様式７**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」	２　加算要件 （加算認定に係る要件） 次の⑴ア又は⑵アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式９**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市町村の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。 また、一般市町村が管轄する施設・事業所であって、加算Ⅱの申請を行うものは、**別紙様式９**の添付資料として、**別紙様式７**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」

改正後	改正前
の写しを添付すること。	の写しを添付すること。
⑴　加算Ⅲ新規事由がある場合	⑴　加算Ⅲ新規事由がある場合
ア（略）	ア（同左）
イ　「加算Ⅲ新規事由」とは、次に掲げる事由をいう。	イ　「加算Ⅲ新規事由」とは、次に掲げる事由をいう。
ｉ　加算前年度に加算Ⅲの適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算単価が公定価格の改定※により加算前年度に比して増加する場合（当該単価の増加のない施設・事業所において、当該単価の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）	ｉ　加算前年度に加算Ⅲの適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算単価が公定価格の改定※により加算前年度に比して増加する場合（令和４年度に加算Ⅲの適用を受けた場合を除き、当該単価の増加のない施設・事業所において、当該単価の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）
ｉｉ　新たに加算Ⅲの適用を受けようとする場合	ｉｉ　令和５年度以降、新たに加算Ⅲの適用を受けようとする場合
（削除）	ｉｉｉ　令和４年度に引き続き令和５年度も加算Ⅲの適用を受けようとする場合
※　法定福利費等の事業主負担分の算定額の増額による加算単価の改定を除く。	※　法定福利費等の事業主負担分の算定額の増額による加算単価の改定を除く
ウ～ケ　（略）	ウ～ケ　（同左）
コ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準※３・※４をいう。	コ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準※３をいう。
ａ　イｉの場合　加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。	ａ　イｉの場合　加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。
ｂ　イｉｉの場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※５。	ｂ　イｉｉの場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※４。
ｂ－１　加算前年度に加算Ⅲの賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合　加算Ⅲの適用を受けた直近の年度。	ｂ－１　加算前年度に加算Ⅲの賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合　加算Ⅲの適用を受けた直近の年度。
ｂ－２　加算当年度に初めて加算Ⅲの適用を受けようとする場合　加算前年度。	ｂ－２　加算当年度に初めて加算Ⅲの適用を受けようとする場合　加算前年度。
（削除）	ｃ　イｉｉｉの場合　令和４年度
（略）	（同左）
※４　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。	（追加）
＜算式１＞	
「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1	
＜算式２＞	

改正後	改正前
{「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」} －「令和５年度の改定による影響額」 ※５　ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅲによる賃金改善額を控除すること。 サ～シ（略）	※４　ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅲによる賃金改善額を控除すること。 サ～シ（同左）
⑵　加算Ⅲ新規事由がない場合 ア～エ（略） オ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※１を合算した水準※２・※３・※４（千円未満の端数は切り捨て）をいう。	⑵　加算Ⅲ新規事由がない場合 ア～エ（略） オ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。算定方法は、第４の２⑴サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※１を合算した水準※２・※３（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
（略）	（同左）
※４　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。 ＜算式１＞ 「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1 ＜算式２＞ {「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」} －「令和５年度の改定による影響額」	（追加）
（略）	（同左）
（実績報告に係る要件） 加算当年度の翌年度速やかに、次の⑶ア又は⑷アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式 10**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市町村の長に対して提出すること。	（実績報告に係る要件） 加算当年度の翌年度速やかに、次の⑶ア又は⑷アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式 10**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）」を市町村の長に対して提出すること。

改正後	改正前
⑶　加算Ⅲ新規事由がある場合	⑶　加算Ⅲ新規事由がある場合
ア（略）	ア（同左）
イ　「加算Ⅲ新規事由」とは、次に掲げる事由をいう。	イ　「加算Ⅲ新規事由」とは、次に掲げる事由をいう。
ｉ　加算前年度に加算Ⅲの適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算単価が公定価格の改定※により加算前年度に比して増加する場合（当該単価の増加のない施設・事業所において、当該単価の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）	ｉ　加算前年度に加算Ⅲの適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算単価が公定価格の改定※により加算前年度に比して増加する場合（令和４年度に加算Ⅲの適用を受けた場合を除き、当該単価の増加のない施設・事業所において、当該単価の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）
ⅱ　新たに加算Ⅲの適用を受けようとする場合	ⅱ　令和５年度以降、新たに加算Ⅲの適用を受けようとする場合
（削除）	ⅲ　令和４年度に引き続き令和５年度も加算Ⅲの適用を受けようとする場合
※　法定福利費等の事業主負担分の算定額の増額による加算単価の改定を除く。	※　法定福利費等の事業主負担分の算定額の増額による加算単価の改定を除く。
ウ～オ　（略）	ウ～オ　（同左）
カ　（略）	カ　（同左）
※　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。	※　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。
＜算式１＞	＜算式１＞
「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）	「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」
また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。	また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。
＜算式２＞	＜算式２＞
「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）	「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」
キ～ク　（略）	キ～ク　（同左）
ケ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準※３・※４をいう。	ケ　「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※１（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※２を合算した水準※３をいう。
ａ　（略）	ａ　（同左）
ｂ　イⅱの場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※５。	ｂ　イⅱの場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※４。
ｂ－１　加算前年度に加算Ⅲの適用を受けておらず、それ以前に適用を受けた	ｂ－１　加算前年度に加算Ⅲの賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以

改正後	改正前
ことがある場合　加算Ⅲの適用を受けた直近の年度。 ｂ－２　加算当年度に初めて加算Ⅲの適用を受けようとする場合　加算前年度。 （削除） ※１～３　（略） ※４　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の賃金改善等実績額が特定加算額及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。 ＜算式１＞ 「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1 ＜算式２＞ ｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝　－「令和５年度の改定による影響額」 ※５　ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅲによる賃金改善額を控除すること。 コ～サ　（略）	前に適用を受けたことがある場合　加算Ⅲの適用を受けた直近の年度。 ｂ－２　加算当年度に初めて加算Ⅲの適用を受けようとする場合　加算前年度。 ｃ　イⅲの場合　令和４年度 ※１～３　（同左） （追加） ※４　ｂ－１の場合は、基準年度における加算Ⅲによる賃金改善額を控除すること。 コ～サ　（同左）
⑷　加算Ⅲ新規事由がない場合 ア　賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合又は職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。 ⅰ　職員に係る支払賃金総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。 ⅱ　職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また、加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の３分の２以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当によるものであること。 イ～ウ　（略） エ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただ	⑷　加算Ⅲ新規事由がない場合 ア　賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合又は職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。 ⅰ　職員に係る支払賃金総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。 ⅱ　職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また、加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の３分の２以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。 イ～ウ　（同左） エ　「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただ

改正後	改正前
し、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1・※2を合算した水準※3・※4・※5（千円未満の端数は切り捨て）をいう。	し、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の３年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く。）を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払並びに令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1・※2を合算した水準※3・※4（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
※１　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第４の２(3)カに準じる。	※１　「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第４の２(3)カに準じる。
※２　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。 ＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額)」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率） また、減額改定があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。 ＜算式２＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額)」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）	※２　増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式１＞により算定した額以上となっていることを要する。 ＜算式１＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額)」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 また、減額改定があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の＜算式２＞により算定した額を超えない減額となっていることを要する。 ＜算式２＞ 「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額)」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」
※３～４　（中略）	※３～４　（同左）
※５　公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和５年度の支払賃金総額が起点賃金水準及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の＜算式１＞又は＜算式２＞を上限に、当該超えている額を控除することができる。 ＜算式１＞ 「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額)」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1 ＜算式２＞ ｛「令和５年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額)」×「令和５年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和５年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」｝　－　「令和５年度の改定による影響額」	（追加）
オ　（略）	オ　（同左）

改正後	改正前
第７　加算の認定、算定、実績の報告等 １　加算の認定 （略） なお、加算当年度の前年度に処遇改善等加算の適用を受けている施設は、**別紙様式11**「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、**別紙様式５**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」、**別紙様式７**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」又は**別紙様式９**「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の作成及び提出を不要とする。 また、加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲに係る加算額を複数の施設・事業所間で調整しようとする場合には、施設・事業所ごとの拠出・受入の見込みに係る内訳表（**別紙様式５別添２**、**別紙様式７別添２**及び**別紙様式９別添２**）を添付させること。 同一の市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請させるなど事務処理の簡素化を適宜図って差し支えないこと。 （注２）　加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を申請する施設・事業所の設置者・事業者については、見込平均利用子ども数の算出方法書を**別紙様式５**に添付させること（加算Ⅱの適用を受ける施設・事業所について、**別紙様式３**に添付した場合を除く。）。	第７　加算の認定、算定、実績の報告等 １　加算の認定 （同左） （追加） 加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲに係る加算額を複数の施設・事業所間で調整しようとする場合には、施設・事業所ごとの拠出・受入の見込みに係る内訳表（**別紙様式５別添２**、**別紙様式７別添２**及び**別紙様式９別添２**）を添付させること。 同一の市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請させるなど事務処理の簡素化を適宜図って差し支えないこと。 （注２）　加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を申請する施設・事業所の設置者・事業者については、見込平均利用子ども数の算出方法書を**別紙様式５**に添付させること（加算Ⅱの適用を受ける施設・事業所について、**別紙様式３**に添付した場合を除く。）。
２　加算の算定 （略） また、市町村の長は、職員への賃金の適切な支払に資するよう、加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、その影響額を設置者・事業者に速やかに通知すること。その際、広域利用子ども分の影響額については、施設の所在する市町村において通知すること。 この場合において、増額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、加算額の増加分を含む給付増加額について、一時金等による迅速かつ確実な賃金や法定福利費等の事業主負担の支払に充てるよう指導するとともに、増額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規程等の改定にも計画的に取り組むことについても要請すること。 また、減額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、減額改定を理由に公定価格を原資とする職員の人件費をやむを得ず引き下げる場合でも、賃金や法定福利費等の事業主負担分について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（第４の２⑶オ※又は⑷エ※２に示す＜算式２＞により算出される減額改定分）を超える減額が行われないよう指導するとともに、減額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定を行う場合は、この趣旨を適切に反映したものとなるよう要請すること。	２　加算の算定 （同左） また、市町村の長は、職員への賃金の適切な支払に資するよう、加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、その影響額を設置者・事業者に速やかに通知すること。 この場合において、増額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、加算額の増加分を含む給付増加額について、一時金等による迅速かつ確実な賃金や法定福利費等の事業主負担の支払に充てるよう指導するとともに、増額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規程等の改定にも計画的に取り組むことについても要請すること。 また、減額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、減額改定を理由に公定価格を原資とする職員の人件費をやむを得ず引き下げる場合でも、賃金や法定福利費等の事業主負担分について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（第４の２⑶オ※又は⑷エ※２に示す＜算式２＞により算出される減額改定分）を超える減額が行われないよう指導するとともに、減額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定を行う場合は、この趣旨を適切に反映したものとなるよう要請すること。

改正後

３　実績の報告等　（略）

第８　虚偽等の場合の返還措置　（略）

別表１（第５の１関係）　加算Ⅱ算定対象人数の算出の基礎とする職員数

施設・事業所	基礎職員数
幼稚園	以下のａ～ｊの合計に、定員 35 人以下又は 301 人以上の場合は 0.4、定員 36～300 人の場合は 1.4 を加え、ｋ・ｌの合計を減じて得た人数 ａ　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合　｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 ※２　４歳以上児配置改善加算を受けている場合　｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝を｛４歳以上児数×1/25（同）｝に置き換えて算出 ※３　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ｂ　講師配置加算を受けている場合　0.8 ｃ　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数 ｄ　通園送迎加算を受けている場合　定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5 ｅ　給食実施加算（自園調理に限る。）を受けている場合　定員 150 人以下の場合は２、151 人以上の場合は３ ｆ　主幹教諭等専任加算を受けている場合　1 ｇ　事務職員配置加算を受けている場合　0.8 ｈ　指導充実加配加算を受けている場合　0.8 ｉ　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.8 ｊ　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合　0.5 ｋ　副園長・教頭配置加算を受けている場合　1 ｌ　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要教員数－配置教員数）
保育所	以下のａ～ｇの合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、定員 41～90 人の場合は 2.5、定員 91～150 人の場合は 2.3、定員 151 人以上の場合は 3.3 を加えて得た人数 ａ　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数

改正前

３　実績の報告等　（同左）

第８　虚偽等の場合の返還措置　（同左）

別表（第５の１関係）　加算Ⅱ算定対象人数の算出の基礎とする職員数

施設・事業所	基礎職員数
幼稚園	以下のａ～ｊの合計に、定員 35 人以下又は 301 人以上の場合は 0.4、定員 36～300 人の場合は 1.4 を加え、ｋ・ｌの合計を減じて得た人数 ａ　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合　｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 （追加） ※２　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ｂ　講師配置加算を受けている場合　0.8 ｃ　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数 ｄ　通園送迎加算を受けている場合　定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5 ｅ　給食実施加算（自園調理に限る。）を受けている場合　定員 150 人以下の場合は２、151 人以上の場合は３ ｆ　主幹教諭等専任加算を受けている場合　1 ｇ　事務職員配置加算を受けている場合　0.8 ｈ　指導充実加配加算を受けている場合　0.8 ｉ　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.8 ｊ　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合　0.5 ｋ　副園長・教頭配置加算を受けている場合　1 ｌ　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要教員数－配置教員数）
保育所	以下のａ～ｇの合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、定員 41～90 人の場合は 2.5、定員 91～150 人の場合は 2.3、定員 151 人以上の場合は 3.3 を加えて得た人数 ａ　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数

改正後		改正前	
	｛４歳以上児×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児数×1/20（同）｝＋｛１，２歳児数×1/6（同）｝＋｛０歳児数×1/3（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合　｛３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 ※２　４歳以上児配置改善加算を受けている場合　｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝を｛４歳以上児数×1/25（同）｝に置き換えて算出 b　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.4 c　主任保育士専任加算を受けている場合　1 d　事務職員雇上加算を受けている場合　0.3 e　休日保育加算を受けている場合　0.5 f　チーム保育推進加算を受けている場合　算定上の加配人数 g　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6		｛４歳以上児×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児数×1/20（同）｝＋｛１，２歳児数×1/6（同）｝＋｛０歳児数×1/3（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※　３歳児配置改善加算を受けている場合　｛３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 （追加） b　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.4 c　主任保育士専任加算を受けている場合　1 d　事務職員雇上加算を受けている場合　0.3 e　休日保育加算を受けている場合　0.5 f　チーム保育推進加算を受けている場合　算定上の加配人数 g　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6
認定こども園	以下のａ～ｎの合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、ｏ～ｑの合計を減じて得た人数 a　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝＋｛１，２歳児数（保育認定子どもに限る。）×1/6（同）｝＋｛乳児数×1/3（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 ※２　４歳以上児配置改善加算を受けている場合　｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝を｛４歳以上児数×1/25（同）｝に置き換えて算出 ※３　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝+｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 b　休けい保育教諭　2・3 号定員 90 人以下の場合は１、91 人以上の場合は 0.8 c　調理員　2・3 号定員 40 人以下の場合は１、41～150 人の場合は２、151 人以上の場合は３ d　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.4 e　学級編制調整加配加算を受けている場合　1	認定こども園	以下のａ～ｎの合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、ｏ～ｑの合計を減じて得た人数 a　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝＋｛１，２歳児数（保育認定子どもに限る。）×1/6（同）｝＋｛乳児数×1/3（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 （追加） ※２　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝+｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 b　休けい保育教諭　2・3 号定員 90 人以下の場合は１、91 人以上の場合は 0.8 c　調理員　2・3 号定員 40 人以下の場合は１、41～150 人の場合は２、151 人以上の場合は３ d　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.4 e　学級編制調整加配加算を受けている場合　1

改正後		改正前	
	f　講師配置加算を受けている場合　0.8 g　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数 h　通園送迎加算を受けている場合　1 号定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5 i　給食実施加算（自園調理に限る。）を受けている場合　1 号定員 150 人以下の場合は２、151 人以上の場合は３ j　休日保育加算を受けている場合　0.5 k　事務職員配置加算を受けている場合　0.8 l　指導充実加配加算を受けている場合　0.8 m　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.8 n　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6 o　副園長・教頭配置加算を受けている場合　1 p　主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合　配置していない人数（必要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数） q　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）		f　講師配置加算を受けている場合　0.8 g　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数 h　通園送迎加算を受けている場合　1 号定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5 i　給食実施加算（自園調理に限る。）を受けている場合　1 号定員 150 人以下の場合は２、151 人以上の場合は３ j　休日保育加算を受けている場合　0.5 k　事務職員配置加算を受けている場合　0.8 l　指導充実加配加算を受けている場合　0.8 m　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.8 n　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6 o　副園長・教頭配置加算を受けている場合　1 p　主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合　配置していない人数（必要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数） q　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）
小規模保育事業（A型又はB型）及び事業所内保育事業（定員（小規模保育事業A型又はB型の基準が適用されるもの))	（略）	小規模保育事業（A型又はB型）及び事業所内保育事業（定員（小規模保育事業A型又はB型の基準が適用されるもの))	（同左）
小規模保育事業（C型)	（略）	小規模保育事業（C型)	（同左）
事業所内保育事業（20人以上)	（略）	事業所内保育事業（20人以上)	（同左）

改正後

別表２（第６の１関係）　加算Ⅲ算定対象人数の算出の基礎とする職員数

施設・事業所	基礎職員数
幼稚園	以下のａ～ｋの合計に、定員 35 人以下又は 301 人以上の場合は 2.4、定員 36～300 人の場合は 3.5 を加え、ｍを減じて得た人数 ａ　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数に 1.1 を乗じて得た数 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て)｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同)｝(小数点第１位以下四捨五入) ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合　｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同)｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同)｝に置き換えて算出 ※２　４歳以上児配置改善加算を受けている場合　｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て)｝を｛４歳以上児数×1/25（同)｝に置き換えて算出 ※３　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同)｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同)｝＋｛満３歳児数×1/6（同)｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同)｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同)｝＋｛満３歳児数×1/6（同)｝に置き換えて算出 ｂ　講師配置加算を受けている場合　0.7 ｃ　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数×1.1 ｄ　通園送迎加算を受けている場合　定員 150 人以下の場合は 0.7、151 人以上の場合は 1.3 ｅ　給食実施加算を受けている場合 ・施設内調理の場合：定員 150 人以下の場合は 1.8、151 人以上の場合は 2.7 ・外部搬入の場合：定員 150 人以下の場合は 0.3、151 人以上の場合は 0.5 ｆ　主幹教諭等専任加算を受けている場合　0.8 ｇ　療育支援加算を受けている場合　Ａの場合は 0.3、Ｂの場合は 0.2 ｈ　事務職員配置加算を受けている場合　0.7 ｉ　指導充実加配加算を受けている場合　0.6 ｊ　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.6 ｋ　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合　0.5 ｍ　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要教員数－配置教員数）×1.1
保育所	以下のａ～ｉの合計に、定員 30 人以下の場合は 4.5、定員 31～40 人以下の場合は 4.2、定員 41～90 人の場合は 5.4、定員 91～150 人の場合は 5.1、定員 151 人以上の場合は 6.3 を加え、ｊ、ｋの合計を減じて得た人数

改正前

別表２（第６の１関係）　加算Ⅲ算定対象人数の算出の基礎とする職員数

施設・事業所	基礎職員数
幼稚園	以下のａ～ｋの合計に、定員 35 人以下又は 301 人以上の場合は 2.4、定員 36～300 人の場合は 3.5 を加え、ｍを減じて得た人数 ａ　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数に 1.1 を乗じて得た数 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て)｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同)｝(小数点第１位以下四捨五入) ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合　｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同)｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同)｝に置き換えて算出 （追加） ※２　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同)｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同)｝＋｛満３歳児数×1/6（同)｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同)｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同)｝＋｛満３歳児数×1/6（同)｝に置き換えて算出 ｂ　講師配置加算を受けている場合　0.7 ｃ　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数×1.1 ｄ　通園送迎加算を受けている場合　定員 150 人以下の場合は 0.7、151 人以上の場合は 1.3 ｅ　給食実施加算を受けている場合 ・施設内調理の場合：定員 150 人以下の場合は 1.8、151 人以上の場合は 2.7 ・外部搬入の場合：定員 150 人以下の場合は 0.3、151 人以上の場合は 0.5 ｆ　主幹教諭等専任加算を受けている場合　0.8 ｇ　療育支援加算を受けている場合　Ａの場合は 0.3、Ｂの場合は 0.2 ｈ　事務職員配置加算を受けている場合　0.7 ｉ　指導充実加配加算を受けている場合　0.6 ｊ　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.6 ｋ　栄養管理加算（Ａ：配置）を受けている場合　0.5 ｍ　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要教員数－配置教員数）×1.1
保育所	以下のａ～ｉの合計に、定員 30 人以下の場合は 4.5、定員 31～40 人以下の場合は 4.2、定員 41～90 人の場合は 5.4、定員 91～150 人の場合は 5.1、定員 151 人以上の場合は 6.3 を加え、ｊ、ｋの合計を減じて得た人数

改正後

a　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数に 1.3 を乗じて得た数

｛４歳以上児×1/30（小数点第２位以下切り捨て)｝＋｛３歳児数×1/20（同)｝＋｛１，２歳児数×1/6（同)｝＋｛０歳児数×1/3（同)｝(小数点第１位以下四捨五入)

※１　３歳児配置改善加算を受けている場合　｛３歳児数×1/20（同)｝を｛３歳児数×1/15（同)｝に置き換えて算出

※２　４歳以上児配置改善加算を受けている場合　｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て)｝を｛４歳以上児数×1/25（同)｝に置き換えて算出

b　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.7

c　主任保育士専任加算を受けている場合　1.2

d　療育支援加算を受けている場合　Aの場合は 0.4、Bの場合は 0.3

e　事務職員雇上加算を受けている場合　0.4

f　休日保育加算を受けている場合 下表に定める人数

休日保育の年間延べ利用子ども数	人数
～210 人	0.5
211 人～279 人	0.5
280 人～349 人	0.6
350 人～419 人	0.7
420 人～489 人	0.8
490 人～559 人	0.8
560 人～629 人	0.9
630 人～699 人	1.0
700 人～769 人	1.1
770 人～839 人	1.1
840 人～909 人	1.2
910 人～979 人	1.3
980 人～1,049 人	1.4
1,050 人～	1.5

g　夜間保育加算を受けている場合　2.7

h　チーム保育推進加算を受けている場合　算定上の加配人数×1.3

i　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6

j　分園の場合　定員 40 人以下の場合 1.3、定員 41 人～150 人の場合 2.6、定員 151 人以上の場合 3.8 人

k　施設長を配置していない場合　1

改正前

a　年齢別配置基準による職員数　次の算式により算出する数に 1.3 を乗じて得た数

｛４歳以上児×1/30（小数点第２位以下切り捨て)｝＋｛３歳児数×1/20（同)｝＋｛１，２歳児数×1/6（同)｝＋｛０歳児数×1/3（同)｝(小数点第１位以下四捨五入)

※　３歳児配置改善加算を受けている場合　｛３歳児数×1/20（同)｝を｛３歳児数×1/15（同)｝に置き換えて算出

（追加）

b　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.7

c　主任保育士専任加算を受けている場合　1.2

d　療育支援加算を受けている場合　Aの場合は 0.4、Bの場合は 0.3

e　事務職員雇上加算を受けている場合　0.4

f　休日保育加算を受けている場合 下表に定める人数

休日保育の年間延べ利用子ども数	人数
～210 人	0.5
211 人～279 人	0.5
280 人～349 人	0.6
350 人～419 人	0.7
420 人～489 人	0.8
490 人～559 人	0.8
560 人～629 人	0.9
630 人～699 人	1.0
700 人～769 人	1.1
770 人～839 人	1.1
840 人～909 人	1.2
910 人～979 人	1.3
980 人～1,049 人	1.4
1,050 人～	1.5

g　夜間保育加算を受けている場合　2.7

h　チーム保育推進加算を受けている場合　算定上の加配人数×1.3

i　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6

j　分園の場合　定員 40 人以下の場合 1.3、定員 41 人～150 人の場合 2.6、定員 151 人以上の場合 3.8 人

k　施設長を配置していない場合　1

改正後		改正前	
認定こども園	以下の１号定員、２・３号定員により算定される値の合計に、ａ～ｑ の合計を加え、ｒ～ｔの合計を減じて得た人数 ・１号定員：定員 90 人以下の場合は 2.0、定員 91 人以上の場合は 2.7 ・２・３号定員：定員 30 人以下の場合は 2.8、定員 31 人以上の場合は 2.4 ａ　年齢別配置基準による職員数　１号、２・３号それぞれの利用子ども数により以下の算式で算定される値に、１号は 1.1、２・３号は 1.3 を乗じて得た値の合計 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝＋｛１，２歳児数（保育認定子どもに限る。）×1/6（同）｝＋｛乳児数×1/3（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 ※２　４歳以上児配置改善加算を受けている場合　｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝を｛４歳以上児数×1/25（同）｝に置き換えて算出 ※３　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝+｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ｂ　休けい保育教諭　２・３号定員 90 人以下の場合は 1.3、91 人以上の場合は 0.9 ｃ　調理員　２・３号定員 40 人以下の場合は 1.3、41～150 人の場合は 2.6、151 人以上の場合は 3.8 ｄ　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.7 ｅ　学級編制調整加配加算を受けている場合　1.1 ｆ　講師配置加算を受けている場合　0.7 ｇ　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数×1.1 ｈ　通園送迎加算を受けている場合　１号定員 150 人以下の場合は 0.7、151 人以上の場合は 1.3 ｉ　給食実施加算を受けている場合 ・施設内調理の場合：１号定員 150 人以下の場合は 1.8、151 人以上の場合は 2.7 ・外部搬入の場合：１号定員 150 人以下の場合は 0.3、151 人以上の場合は 0.5	認定こども園	以下の１号定員、２・３号定員により算定される値の合計に、ａ～ｑ の合計を加え、ｒ～ｔの合計を減じて得た人数 ・１号定員：定員 90 人以下の場合は 2.0、定員 91 人以上の場合は 2.7 ・２・３号定員：定員 30 人以下の場合は 2.8、定員 31 人以上の場合は 2.4 ａ　年齢別配置基準による職員数　１号、２・３号それぞれの利用子ども数により以下の算式で算定される値に、１号は 1.1、２・３号は 1.3 を乗じて得た値の合計 ｛４歳以上児数×1/30（小数点第２位以下切り捨て）｝＋｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝＋｛１，２歳児数（保育認定子どもに限る。）×1/6（同）｝＋｛乳児数×1/3（同）｝（小数点第１位以下四捨五入） ※１　３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児及び満３歳児数×1/15（同）｝に置き換えて算出 （追加） ※２　満３歳児対応加配加算を受けている場合 ⅰ）３歳児配置改善加算を受けていない場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）｝＋｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ⅱ）３歳児配置改善加算を受けている場合 ｛３歳児及び満３歳児数×1/20（同）｝を｛３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）｝+｛満３歳児数×1/6（同）｝に置き換えて算出 ｂ　休けい保育教諭　２・３号定員 90 人以下の場合は 1.3、91 人以上の場合は 0.9 ｃ　調理員　２・３号定員 40 人以下の場合は 1.3、41～150 人の場合は 2.6、151 人以上の場合は 3.8 ｄ　保育標準時間認定の子どもがいる場合　1.7 ｅ　学級編制調整加配加算を受けている場合　1.1 ｆ　講師配置加算を受けている場合　0.7 ｇ　チーム保育加配加算を受けている場合　算定上の加配人数×1.1 ｈ　通園送迎加算を受けている場合　１号定員 150 人以下の場合は 0.7、151 人以上の場合は 1.3 ｉ　給食実施加算を受けている場合 ・施設内調理の場合：１号定員 150 人以下の場合は 1.8、151 人以上の場合は 2.7 ・外部搬入の場合：１号定員 150 人以下の場合は 0.3、151 人以上の場合は 0.5

<table>
<tr><th colspan="2">改正後</th><th colspan="2">改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>j　休日保育加算を受けている場合　下表に定める人数
<table><tr><th>休日保育の年間延べ利用子ども数</th><th>人数</th></tr><tr><td>～210 人</td><td>0.5</td></tr><tr><td>211 人～279 人</td><td>0.5</td></tr><tr><td>280 人～349 人</td><td>0.6</td></tr><tr><td>350 人～419 人</td><td>0.7</td></tr><tr><td>420 人～489 人</td><td>0.8</td></tr><tr><td>490 人～559 人</td><td>0.8</td></tr><tr><td>560 人～629 人</td><td>0.9</td></tr><tr><td>630 人～699 人</td><td>1.0</td></tr><tr><td>700 人～769 人</td><td>1.1</td></tr><tr><td>770 人～839 人</td><td>1.1</td></tr><tr><td>840 人～909 人</td><td>1.2</td></tr><tr><td>910 人～979 人</td><td>1.3</td></tr><tr><td>980 人～1,049 人</td><td>1.4</td></tr><tr><td>1,050 人～</td><td>1.5</td></tr></table>k　夜間保育加算を受けている場合　2.7
l　療育支援加算を受けている場合　Aの場合は 0.4、Bの場合は 0.3
m　事務職員配置加算を受けている場合　0.7
n　指導充実加配加算を受けている場合　0.6
o　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.6
p　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6
q　１号認定子どもの利用定員を設定しない場合　1.2
r　主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合
・１号が調整の適用を受ける場合　0.8
・２・３号が調整の適用を受ける場合　0.6
s　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）×1.2
t　分園の場合　分園の２・３号定員 40 人以下の場合 1.3、定員 41 人～150 人の場合 2.6、定員 151 人以上の場合 3.8 人</td><td></td><td>j　休日保育加算を受けている場合　下表に定める人数
<table><tr><th>休日保育の年間延べ利用子ども数</th><th>人数</th></tr><tr><td>～210 人</td><td>0.5</td></tr><tr><td>211 人～279 人</td><td>0.5</td></tr><tr><td>280 人～349 人</td><td>0.6</td></tr><tr><td>350 人～419 人</td><td>0.7</td></tr><tr><td>420 人～489 人</td><td>0.8</td></tr><tr><td>490 人～559 人</td><td>0.8</td></tr><tr><td>560 人～629 人</td><td>0.9</td></tr><tr><td>630 人～699 人</td><td>1.0</td></tr><tr><td>700 人～769 人</td><td>1.1</td></tr><tr><td>770 人～839 人</td><td>1.1</td></tr><tr><td>840 人～909 人</td><td>1.2</td></tr><tr><td>910 人～979 人</td><td>1.3</td></tr><tr><td>980 人～1,049 人</td><td>1.4</td></tr><tr><td>1,050 人～</td><td>1.5</td></tr></table>k　夜間保育加算を受けている場合　2.7
l　療育支援加算を受けている場合　Aの場合は 0.4、Bの場合は 0.3
m　事務職員配置加算を受けている場合　0.7
n　指導充実加配加算を受けている場合　0.6
o　事務負担対応加配加算を受けている場合　0.6
p　栄養管理加算（A：配置）を受けている場合　0.6
q　１号認定子どもの利用定員を設定しない場合　1.2
r　主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合
・１号が調整の適用を受ける場合　0.8
・２・３号が調整の適用を受ける場合　0.6
s　年齢別配置基準を下回る場合　下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）×1.2
t　分園の場合　分園の２・３号定員 40 人以下の場合 1.3、定員 41 人～150 人の場合 2.6、定員 151 人以上の場合 3.8 人</td></tr>
<tr><td>家庭的保育事業</td><td>（略）</td><td>家庭的保育事業</td><td>（同左）</td></tr>
<tr><td>小規模保育事業（A型又はB型）及び事業所</td><td>（略）</td><td>小規模保育事業（A型又はB型）及び事業所</td><td>（同左）</td></tr>
</table>

改正後		改正前	
内保育事業（定員（小規模保育事業Ａ型又はＢ型の基準が適用されるもの))		内保育事業（定員（小規模保育事業Ａ型又はＢ型の基準が適用されるもの))	
小規模保育事業（Ｃ型)	（略）	小規模保育事業（Ｃ型)	（同左）
事業所内保育事業（20人以上)	（略）	事業所内保育事業（20人以上)	（同左）
居宅訪問型保育事業	（略）	居宅訪問型保育事業	（同左）

改正後

別紙様式１～２　（略）

別紙様式３

令和　　年度　加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）

知事　殿
長　殿

令和　年　月　日

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	
設　置　者	

加算の要件について

次の内容について、当てはまる項目に○をつけること。	
職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定め、全ての職員に周知している。	

加算額の算定に用いる職員数について

①利用定員		人		
②年齢別児童数	４歳以上児	３歳児	１，２歳児	０歳児
	人	人 うち満３歳児※ 人	人	人

③各種加算の適用状況	幼稚園	３歳児配置改善加算	
		４歳以上児配置改善加算	
		満３歳児対応加配加算	
		講師配置加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算（施設内調理）	
		主幹教諭等専任加算	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		副園長・教頭配置加算を受けている場合の減算	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
	保育所	３歳児配置改善加算	
		４歳以上児配置改善加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		主任保育士専任加算	
		事務職員雇上費加算	
		休日保育加算	
		チーム保育推進加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
	認定こども園	３歳児配置改善加算	
		４歳以上児配置改善加算	
		満３歳児対応加配加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	

改正前

別紙様式１～２　（同左）

別紙様式３

令和　　年度　加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）

知事　殿
長　殿

令和　年　月　日

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	
設　置　者	

加算の要件について

次の内容について、当てはまる項目に○をつけること。	
職員の職位、職責又は職務内容に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定め、全ての職員に周知している。	

加算額の算定に用いる職員数について

①利用定員		人		
②年齢別児童数	４歳以上児	３歳児	１，２歳児	０歳児
	人	人 うち満３歳児※ 人	人	人

③各種加算の適用状況	幼稚園	３歳児配置改善加算	
		〔追加〕	
		満３歳児対応加配加算	
		講師配置加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算（施設内調理）	
		主幹教諭等専任加算	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		副園長・教頭配置加算を受けている場合の減算	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
	保育所	３歳児配置改善加算	
		〔追加〕	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		主任保育士専任加算	
		事務職員雇上費加算	
		休日保育加算	
		チーム保育推進加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
	認定こども園	３歳児配置改善加算	
		〔追加〕	
		満３歳児対応加配加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	

改正後

	認定こども園	学級編制調整加配加算	
		講師配置加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算（施設内調理） 休日保育加算	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		副園長・教頭配置加算を受けている場合の減算	
		主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合による減算	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
	小規模保育（Ａ型・Ｂ型）	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		休日保育加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
	小規模保育（Ｃ型）	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
	事業所内保育	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		休日保育加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	

④家庭的保育等の経験年数	家庭的保育	加算対象者経験年数	年
	居宅訪問型保育	加算対象者経験年数	年
⑤加算対象人数の基礎となる職員数			人
⑥加算対象人数	人数Ａ（⑤×１／３）		人
	人数Ｂ（⑤×１／５）		人

※　満３歳児の人数の記入は、幼稚園、認定こども園のみ記入すること。

※　②について各月平均の年齢別児童数とする場合は、算出方法を示した書類を添付すること。

※　④について経験年数の根拠となる書類を添付すること。

※　⑤について算出方法を示した書類を添付すること。

※　⑥について家庭的保育事業、事業所内保育事業所（利用定員５人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業の場合は「人数A」「人数B」のいずれかに「１」、他方に「０」を記入すること。

市町村審査
担当者名

改正前

	認定こども園	学級編制調整加配加算	
		講師配置加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算（施設内調理） 休日保育加算	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		副園長・教頭配置加算を受けている場合の減算	
		主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合による減算	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
	小規模保育（Ａ型・Ｂ型）	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		休日保育加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
	小規模保育（Ｃ型）	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
	事業所内保育	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		休日保育加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	

④家庭的保育等の経験年数	家庭的保育	加算対象者経験年数	年
	居宅訪問型保育	加算対象者経験年数	年
⑤加算対象人数の基礎となる職員数			人
⑥加算対象人数	人数Ａ（⑤×１／３）		人
	人数Ｂ（⑤×１／５）		人

※　満３歳児の人数の記入は、幼稚園、認定こども園のみ記入すること。

※　②について各月平均の年齢別児童数とする場合は、算出方法を示した書類を添付すること。

※　④について経験年数の根拠となる書類を添付すること。

※　⑤について算出方法を示した書類を添付すること。

※　⑥について家庭的保育事業、事業所内保育事業所（利用定員５人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業の場合は「人数A」「人数B」のいずれかに「１」、他方に「０」を記入すること。

市町村審査
担当者名

改正後

別紙様式４

令和　　年度　加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅲ）

長　殿

令和　年　月　日

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	
設　置　者	

加算の要件について

次の内容について、当てはまる項目に○をつけること。	
処遇改善等加算Ⅲによる賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している。	

加算額の算定に用いる職員数について

①利用定員		人		
	４歳以上児	３歳児	１，２歳児	０歳児
②年齢別児童数	人	人 うち満３歳児※ 人	人	人

③各種加算の適用状況	幼稚園	３歳児配置改善加算	
		４歳以上児配置改善加算	
		満３歳児対応加配加算	
		講師配置加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算（施設内調理）	
		主幹教諭等専任加算	
		療育支援加算（Ａ・Ｂ）	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
	保育所	３歳児配置改善加算	
		４歳以上児配置改善加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		主任保育士専任加算	
		療育支援加算（Ａ・Ｂ）	
		事務職員雇上費加算	
		休日保育加算	
		夜間保育加算	
		チーム保育推進加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		分園の場合の減算	
		施設長を配置していない場合の減算	
	認定こども園	３歳児配置改善加算	
		４歳以上児配置改善加算	
		満３歳児対応加配加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	

改正前

別紙様式４

令和　　年度　加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅲ）

長　殿

令和　年　月　日

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	
設　置　者	

加算の要件について

次の内容について、当てはまる項目に○をつけること。	
処遇改善等加算Ⅲによる賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している。	

加算額の算定に用いる職員数について

①利用定員		人		
	４歳以上児	３歳児	１，２歳児	０歳児
②年齢別児童数	人	人 うち満３歳児※ 人	人	人

③各種加算の適用状況	幼稚園	３歳児配置改善加算	
		〔追加〕	
		満３歳児対応加配加算	
		講師配置加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算（施設内調理）	
		主幹教諭等専任加算	
		療育支援加算（Ａ・Ｂ）	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
	保育所	３歳児配置改善加算	
		〔追加〕	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		主任保育士専任加算	
		療育支援加算（Ａ・Ｂ）	
		事務職員雇上費加算	
		休日保育加算	
		夜間保育加算	
		チーム保育推進加算	
		栄養管理加算（Ａ：配置の場合）	
		分園の場合の減算	
		施設長を配置していない場合の減算	
	認定こども園	３歳児配置改善加算	
		〔追加〕	
		満３歳児対応加配加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	

改正後

③各種加算の適用状況	認定こども園	学級編制調整加配加算	
		講師配置加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算（施設内調理・外部搬入）	
		休日保育加算	
		夜間保育加算	
		療育支援加算（A・B）	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合による減算	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
		１号認定こどもの利用定員を設定しない場合による調整	
		分園の場合による減算	
	小規模保育（A型B型）	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		休日保育加算	
		夜間保育加算	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
		管理者を配置していない場合の減算	
	小規模保育（C型）	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
		管理者を配置していない場合の減算	
	事業所内保育	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		休日保育加算	
		夜間保育加算	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
		管理者を配置していない場合の減算	
	家庭的保育	家庭的保育補助者加算	
		障害児保育加算	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
	居宅訪問型保育	保育標準時間認定の子どもの有無	
		特定の日に保育を行わない場合による減算	
④加算対象人数の基礎となる職員数			人

※　満３歳児の人数の記入は、幼稚園、認定こども園のみ記入すること。

※　②について各月平均の年齢別児童数の算出方法を示した書類を添付すること。

※　④について算出方法を示した書類を添付すること。

市町村審査

担当者名

改正前

③各種加算の適用状況	認定こども園	学級編制調整加配加算	
		講師配置加算	
		チーム保育加配加算	
		通園送迎加算	
		給食実施加算（施設内調理・外部搬入）	
		休日保育加算	
		夜間保育加算	
		療育支援加算（A・B）	
		事務職員配置加算	
		指導充実加配加算	
		事務負担対応加配加算	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合による減算	
		年齢別配置基準を下回る場合による減算	
		１号認定こどもの利用定員を設定しない場合による調整	
		分園の場合による減算	
	小規模保育（A型B型）	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		休日保育加算	
		夜間保育加算	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
		管理者を配置していない場合の減算	
	小規模保育（C型）	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
		管理者を配置していない場合の減算	
	事業所内保育	障害児保育加算	
		保育標準時間認定の子どもの有無	
		休日保育加算	
		夜間保育加算	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
		管理者を配置していない場合の減算	
	家庭的保育	家庭的保育補助者加算	
		障害児保育加算	
		栄養管理加算（A：配置の場合）	
		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算	
	居宅訪問型保育	保育標準時間認定の子どもの有無	
		特定の日に保育を行わない場合による減算	
④加算対象人数の基礎となる職員数			人

※　満３歳児の人数の記入は、幼稚園、認定こども園のみ記入すること。

※　②について各月平均の年齢別児童数とする場合は、算出方法を示した書類を添付すること。

※　④について算出方法を示した書類を添付すること。

市町村審査

担当者名

改正後

別紙様式５

令和　　年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

（１）加算見込額

①	加算Ⅰ新規事由	
②	加算率	0 %
	③加算Ⅰ新規事由に係る加算率（※1）	%
④	加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※2）	円
	⑤特定加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※2）	円
⑥	賃金改善実施期間	令和　年　月 ～ 令和　年　月

※1 第４の２(1)ケ参照のこと。

※2 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあっては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあっては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（２）賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額（②＋⑩）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善見込総額（③－④－⑤－⑥－⑦）	0 円
	③支払賃金	0 円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	0 円
	⑤③のうち、加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑥③のうち、加算Ⅲの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑦起点賃金水準（⑧＋⑨）	0 円
	⑧基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）	0 円
	⑨基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	0 円
	削除	0 円
	⑩事業主負担増加見込総額	円

改正前

別紙様式５

令和　　年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

（１）加算見込額

①	加算Ⅰ新規事由	
②	加算率	0 %
	③加算Ⅰ新規事由に係る加算率（※1）	%
④	加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※2）	円
	⑤特定加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※2）	円
⑥	賃金改善実施期間	令和　年　月 ～ 令和　年　月

※1 第４の２(1)ケ参照のこと。

※2 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあっては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあっては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（２）賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額（②＋⑪）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善見込総額（③－④－⑤－⑥－⑦）	0 円
	③支払賃金	0 円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	0 円
	⑤③のうち、加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑥③のうち、加算Ⅲによる賃金改善額	0 円
	⑦起点賃金水準（⑧＋⑨－⑩）	0 円
	⑧基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く）を含む）	0 円
	⑨基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	0 円
	⑩令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額	0 円
	⑪事業主負担増加見込総額	円

改正後	改正前

（３）他施設・事業所への配分等について

①	拠出見込額		0 円
		②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入見込額		0 円
		④うち基準年度からの増減分	0 円

※ 別紙様式５別添２の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を添付すること。

※確認欄（千円未満の端数は切り捨て）

＜加算Ⅰ新規事由がある場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であること）

A 特定加算見込額【（１）⑤】	円
B 賃金改善等見込総額【（２）①】	円

＜加算Ⅰ新規事由がない場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であること）

A 加算前年度の賃金水準（起点賃金水準）【（２）⑦－（３）②＋（３）④（※）】	円
B 賃金見込総額【（２）③－（２）④－（２）⑤－（２）⑥】	円

※ （３）②及び（３）④から法定福利費等の事業主負担分を除いたうえで算出すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

（３）他施設・事業所への配分等について

①	拠出見込額		0 円
		②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入見込額		0 円
		④うち基準年度からの増減分	0 円

※ 別紙様式５別添２の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を添付すること。

※確認欄（千円未満の端数は切り捨て）

＜加算Ⅰ新規事由がある場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であること）

A 特定加算見込額【（１）⑤】	円
B 賃金改善等見込総額【（２）①】	円

＜加算Ⅰ新規事由がない場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であること）

A 加算前年度の賃金水準（起点賃金水準）【（２）⑦－（３）②＋（３）④（※）】	円
B 賃金見込総額【（２）③－（２）④－（２）⑤－（２）⑥】	円

※ （３）②及び（３）④から法定福利費等の事業主負担分を除いたうえで算出すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

改正前

別紙様式５別添１

賃金改善明細（職員別表）

施設・事業所名	0

No	職員名	改善実施有無	職種	経験年数※1	常勤非常勤※2	常勤換算値※3	法人役員との兼務	起点賃金水準 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金※4 基本給①	手当②	賞与（一時金）③	小計④（①+②+③）	人件費の改定状況部分※5 ⑤	令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額※6 ⑥	計⑦（④+⑤−⑥）	加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金 賃金改善を行う場合の支払賃金※6 基本給⑧	手当⑨	賞与（一時金）⑩	計⑪（⑧+⑨+⑩）	⑪のうち加算前年度の加算残額に係る支払賃金※6 ⑫	⑪のうち加算Ⅱの新規事由による賃金改善額※7 ⑬	⑪のうち加算Ⅲによる賃金改善額※8 ⑭	賃金改善見込額⑮（⑪−⑦−⑫−⑬−⑭）	備考
1											0			0				0				0	
2											0			0				0				0	
3											0			0				0				0	
4											0			0				0				0	
5											0			0				0				0	
6											0			0				0				0	
7											0			0				0				0	
8											0			0				0				0	
9											0			0				0				0	
10											0			0				0				0	
11											0			0				0				0	
12											0			0				0				0	
13											0			0				0				0	
14											0			0				0				0	
15											0			0				0				0	
16											0			0				0				0	
17											0			0				0				0	
18											0			0				0				0	
19											0			0				0				0	
20											0			0				0				0	
21											0			0				0				0	
22											0			0				0				0	
23											0			0				0				0	
24											0			0				0				0	
25											0			0				0				0	
26											0			0				0				0	
27											0			0				0				0	
28											0			0				0				0	
29											0			0				0				0	
30											0			0				0				0	
	総額							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	←【様式5】(2)②賃金改善見込総額と一致
																						0	←【様式5】(2)⑪事業主負担増加見込総額
																						0	←【様式5】(2)①賃金改善等見込総額と一致

【記入における留意事項】
施設・事業所に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記載すること。
備考欄には、年度途中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額（低額、賃金改善を実施しない場合も含む）である場合についてはその理由を記載すること。
※1　経験年数については、第4の1によるものとする。
※2　「常勤」とは、当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあっては、1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
　　又は当該者以外の者であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものをいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
※3　常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については下記の算式によって得た値とする。
　　算式　常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数＝常勤換算値
※4　法定福利費等の事業主負担額を除く。基準年度については、第4の2(1)キ又は(2)オによるものとする。
※5　人件費の改定状況部分については、施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行った額を記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
※6　法定福利費等の事業主負担額を除く。
※7　別紙様式7別添1（4）又は（5）における「処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額」の「うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分」を対象職員ごとに算出して記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
※8　別紙様式9別添1における「加算Ⅲによる賃金改善見込額」を対象職員ごとに記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。

別紙様式5別添2 （略）

改正後

別紙様式５別添１

賃金改善明細（職員別表）

施設・事業所名	

No	職員名	改善実施有無	職種	経験年数※1	常勤非常勤※2	常勤換算値※3	法人役員との兼務	起点賃金水準 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金※4 基本給①	手当②	賞与（一時金）③	小計④（①+②+③）	人件費の改定状況部分※5 ⑤	削除	計⑥（④+⑤）	加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金 賃金改善を行う場合の支払賃金※6 基本給⑦	手当⑧	賞与（一時金）⑨	計⑩（⑦+⑧+⑨）	⑩のうち加算前年度の加算残額に係る支払賃金※6 ⑪	⑩のうち加算Ⅱの新規事由による賃金改善額※7 ⑫	⑩のうち加算Ⅲの新規事由による賃金改善額※8 ⑬	賃金改善見込額⑭（⑩−⑥−⑪−⑫−⑬）	備考
1											0			0				0				0	
2											0			0				0				0	
3											0			0				0				0	
4											0			0				0				0	
5											0			0				0				0	
6											0			0				0				0	
7											0			0				0				0	
8											0			0				0				0	
9											0			0				0				0	
10											0			0				0				0	
11											0			0				0				0	
12											0			0				0				0	
13											0			0				0				0	
14											0			0				0				0	
15											0			0				0				0	
16											0			0				0				0	
17											0			0				0				0	
18											0			0				0				0	
19											0			0				0				0	
20											0			0				0				0	
21											0			0				0				0	
22											0			0				0				0	
23											0			0				0				0	
24											0			0				0				0	
25											0			0				0				0	
26											0			0				0				0	
27											0			0				0				0	
28											0			0				0				0	
29											0			0				0				0	
30											0			0				0				0	
	総額							0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	←【様式5】(2)②賃金改善見込総額と一致
																						0	←【様式5】(2)⑩事業主負担増加見込総額
																						0	←【様式5】(2)①賃金改善等見込総額と一致

【記入における留意事項】
施設・事業所に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記載すること。
備考欄には、年度途中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額（低額、賃金改善を実施しない場合も含む）である場合についてはその理由を記載すること。
※1　経験年数については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（令和2年7月30日　府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号 以下「処遇改善等加算通知」という）第4の1によるものとする。
※2　「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
※3　常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については下記の算式によって得た値とする。
　　算式　常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数＝常勤換算値
※4　法定福利費等の事業主負担額を除く。基準年度については、処遇改善等加算通知第4の2(1)キ又は(2)オによるものとする。
※5　人件費の改定状況部分については、施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行った額を記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
※6　法定福利費等の事業主負担額を除く。
※7　別紙様式7別添1（4）又は（5）における「処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額」の「うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分」を対象職員ごとに算出して記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
※8　別紙様式9別添1における「加算Ⅲによる賃金改善見込額」を対象職員ごとに記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。

別紙様式5別添2 （同上）

改正後

別紙様式６

令和　　年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

（１）前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（前年度の加算残額がある場合のみ記入）

①	前年度の加算残額		円
②	前年度の加算残額に対応した支払い賃金額		円
③	前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
④	賃金改善の方法		
	支払った給与の項目	□ 基本給	
		□ 手当（　　）	
		□ 賞与（一時金）	
		□ その他（　　）	
	具体的な支払い方法		

※　「①欄の金額＞②欄の金額」となっている場合には、残る加算残額に対応する賃金の支払い予定についても③欄に記入し、当該賃金について速やかに支払うとともに、支払い後に改めて本様式による実績報告書を提出すること。

（２）加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
③	賃金改善実施期間	令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

※　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあっては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあっては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（３）賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額（②＋⑩）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善実績総額（③－④－⑤－⑥－⑦）	0 円
	③支払賃金	0 円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	0 円
	⑤③のうち、加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑥③のうち、加算Ⅲの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑦起点賃金水準（⑧＋⑨）	0 円
	⑧基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）	円 0
	⑨基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	円 0
	削除	0
	⑩事業主負担増加相当総額	円

改正前

別紙様式６

令和　　年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

（１）前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（前年度の加算残額がある場合のみ記入）

①	前年度の加算残額		円
②	前年度の加算残額に対応した支払い賃金額		円
③	前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
④	賃金改善の方法		
	支払った給与の項目	□ 基本給	
		□ 手当（　　）	
		□ 賞与（一時金）	
		□ その他（　　）	
	具体的な支払い方法		

※　「①欄の金額＞②欄の金額」となっている場合には、残る加算残額に対応する賃金の支払い予定についても③欄に記入し、当該賃金について速やかに支払うとともに、支払い後に改めて本様式による実績報告書を提出すること。

（２）加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
③	賃金改善実施期間	令和　　年　　月　～　令和　　年　　月

※　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあっては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあっては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（３）賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額（②＋⑪）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善実績総額（③－④－⑤－⑥－⑦）	0 円
	③支払賃金	0 円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	0 円
	⑤③のうち、加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑥③のうち、加算Ⅲによる賃金改善額	0 円
	⑦起点賃金水準（⑧＋⑨－⑩）	0 円
	⑧基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く）を含む）	円 0
	⑨基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	円 0
	⑩令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額	0 円
	⑪事業主負担増加相当総額	円

改正後

（４）他施設・事業所への配分等について

①	拠出実績額	0 円
	②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入実績額	0 円
	④うち基準年度からの増減分	0 円

※ 別紙様式６別添２の「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」を添付すること。

（５）加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

①	加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り ※加算Ⅰ新規事由の有無の別により、以下により算出すること。 ・加算Ⅰ新規事由がある場合： （２）②－（３）① ・加算Ⅰ新規事由がない場合： （３）⑦－｛（３）③－（３）④－（３）⑤－（３）⑥｝－（４）②＋（４）④（※）	加算Ⅰ新規事由の有無	
		0 円	
（以下、加算残額が生じた場合のみ記入）			
②	加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
③	支払った（支払う予定の）給与の項目	基本給 手当（　　） 賞与（一時金） その他（　　）	
	具体的な支払い方法		

※ （４）②及び（４）④から法定福利費等の事業主負担分を除いたうえで算出すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

改正前

（４）他施設・事業所への配分等について

①	拠出実績額	0 円
	②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入実績額	0 円
	④うち基準年度からの増減分	0 円

※ 別紙様式６別添２の「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」を添付すること。

（５）加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

①	加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り ※加算Ⅰ新規事由の有無の別により、以下により算出すること。 ・加算Ⅰ新規事由がある場合： （２）②－（３）① ・加算Ⅰ新規事由がない場合： （３）⑦－｛（３）③－（３）④－（３）⑤－（３）⑥｝－（４）②＋（４）④（※）	加算Ⅰ新規事由の有無	
		0 円	
（以下、加算残額が生じた場合のみ記入）			
②	加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
③	支払った（支払う予定の）給与の項目	基本給 手当（　　） 賞与（一時金） その他（　　）	
	具体的な支払い方法		

※ （４）②及び（４）④から法定福利費等の事業主負担分を除いたうえで算出すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

改正前

別紙様式６別添１

施設・事業所名	0

賃金改善明細（職員別表）

No	職員名	改善実施有無	職種	経験年数※1	常勤非常勤※2	常勤換算値※3	法人役員との兼務	起点賃金水準 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金※4 基本給①	手当②	賞与（一時金）③	小計④（①+②+③）	人件費の改定状況部分※5 ⑤	令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額※6 ⑥	計⑦（④+⑤−⑥）	加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金 賃金改善を行った場合の支払賃金※6 基本給⑧	手当⑨	賞与（一時金）⑩	計⑪（⑧+⑨+⑩）	⑪のうち加算前年度の加算残額に係る支払賃金※6 ⑫	⑪のうち加算Ⅱの新規事由による賃金改善額※7 ⑬	⑪のうち加算Ⅲによる賃金改善額※8 ⑭	**賃金改善実績額⑮（⑪−⑦−⑫−⑬−⑭）**	備考
1											0			0				0				0	
2											0			0				0				0	
3											0			0				0				0	
4											0			0				0				0	
5											0			0				0				0	
6											0			0				0				0	
7											0			0				0				0	
8											0			0				0				0	
9											0			0				0				0	
10											0			0				0				0	
11											0			0				0				0	
12											0			0				0				0	
13											0			0				0				0	
14											0			0				0				0	
15											0			0				0				0	
16											0			0				0				0	
17											0			0				0				0	
18											0			0				0				0	
19											0			0				0				0	
20											0			0				0				0	
21											0			0				0				0	
22											0			0				0				0	
23											0			0				0				0	
24											0			0				0				0	
25											0			0				0				0	
26											0			0				0				0	
27											0			0				0				0	
28											0			0				0				0	
29											0			0				0				0	
30											0			0				0				0	
	総額							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	←【様式6】(3)②賃金改善実績総額と一致

0	←【様式6】(3)⑪事業主負担増加相当総額
0	←【様式6】(3)①賃金改善等実績総額と一致

【記入における留意事項】
施設・事業所に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記載すること。
備考欄には、年度途中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額（低額、賃金改善を実施しない場合も含む）である場合についてはその理由を記載すること。
※1 経験年数については、第4の1によるものとする。
※2「常勤」とは、当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあっては、1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
又は当該者以外の者であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものをいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
※3 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については下記の算式によって得た値とする。
算式　常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数＝常勤換算値
※4 法定福利費等の事業主負担額を除く。基準年度については、第4の2(1)キ又は(2)オによるものとする。
※5 人件費の改定状況部分については、施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行った額を記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
※6 法定福利費等の事業主負担額を除く。
※7 別紙様式8別添1（6）又は（7）における「処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額」の「うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分」を対象職員ごとに算出して記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
※8 別紙様式10別添1における「加算Ⅲによる賃金改善額」を対象職員ごとに記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。

別紙様式6別添2 （略）

改正後

別紙様式６別添１

施設・事業所名	

賃金改善明細（職員別表）

No	職員名	改善実施有無	職種	経験年数※1	常勤非常勤※2	常勤換算値※3	法人役員との兼務	起点賃金水準 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金※4 基本給①	手当②	賞与（一時金）③	小計④（①+②+③）	人件費の改定状況部分※5 ⑤	削除	計⑥（④+⑤）	加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金 賃金改善を行った場合の支払賃金※6 基本給⑦	手当⑧	賞与（一時金）⑨	計⑩（⑦+⑧+⑨）	⑩のうち加算前年度の加算残額に係る支払賃金※6 ⑪	⑩のうち加算Ⅱの新規事由による賃金改善額※7 ⑫	⑩のうち加算Ⅲの新規事由による賃金改善額※8 ⑬	**賃金改善実績額⑭（⑩−⑥−⑪−⑫−⑬）**	備考
1											0			0				0				0	
2											0			0				0				0	
3											0			0				0				0	
4											0			0				0				0	
5											0			0				0				0	
6											0			0				0				0	
7											0			0				0				0	
8											0			0				0				0	
9											0			0				0				0	
10											0			0				0				0	
11											0			0				0				0	
12											0			0				0				0	
13											0			0				0				0	
14											0			0				0				0	
15											0			0				0				0	
16											0			0				0				0	
17											0			0				0				0	
18											0			0				0				0	
19											0			0				0				0	
20											0			0				0				0	
21											0			0				0				0	
22											0			0				0				0	
23											0			0				0				0	
24											0			0				0				0	
25											0			0				0				0	
26											0			0				0				0	
27											0			0				0				0	
28											0			0				0				0	
29											0			0				0				0	
30											0			0				0				0	
	総額							0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	←【様式6】(3)②賃金改善実績総額と一致

0	←【様式6】(3)⑩事業主負担増加相当総額
0	←【様式6】(3)①賃金改善等実績総額と一致

【記入における留意事項】
施設・事業所に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記載すること。
備考欄には、年度途中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額（低額、賃金改善を実施しない場合も含む）である場合についてはその理由を記載すること。
※1 経験年数については、第4の1によるものとする。
※2「常勤」とは、当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあっては、1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
又は当該者以外の者であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものをいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
※3 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については下記の算式によって得た値とする。
算式　常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数＝常勤換算値
※4 法定福利費等の事業主負担額を除く。基準年度については、第4の2(1)キ又は(2)オによるものとする。
※5 人件費の改定状況部分については、施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行った額を記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
※6 法定福利費等の事業主負担額を除く。
※7 別紙様式8別添1（6）又は（7）における「処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額」の「うち基準翌年度から加算当年度における賃金改善分」を対象職員ごとに算出して記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
※8 別紙様式10別添1における「加算Ⅲによる賃金改善額」を対象職員ごとに記入すること。法定福利費等の事業主負担額を除く。

別紙様式6別添2 （同上）

改正後

別紙様式７

令和　年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

（１）賃金改善について

①	加算Ⅱ新規事由	
②	加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	人数Ａ　人　人数Ｂ　人 円
③	特定加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
④	賃金改善実施期間	令和　年　月　～　令和　年　月（　ヶ月）

※ 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあっては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあっては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（２）賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額（②＋⑨）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善見込総額（③－④－⑤－⑧）	0 円
	③支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。）	円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	円
	⑤起点賃金水準（⑥＋⑦）	0 円
	⑥基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。）	円
	⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	円
	削除	
	⑧基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額	円
	⑨事業主負担増加見込総額	円

改正前

別紙様式７

令和　年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

（１）賃金改善について

①	加算Ⅱ新規事由	
②	加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	人数Ａ　人　人数Ｂ　人 円
③	特定加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
④	賃金改善実施期間	令和　年　月　～　令和　年　月（　ヶ月）

※ 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあっては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあっては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（２）賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額（②＋⑩）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善見込総額（③－④－⑤－⑨）	0 円
	③支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。）	円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	円
	⑤起点賃金水準（⑥＋⑦－⑧）	0 円
	⑥基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く）を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。）	円
	⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	円
	⑧令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額	円
	⑨基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額	円
	⑩事業主負担増加見込総額	円

改正後

（３）他施設への配分等について

①	拠出見込額	0 円
	②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入見込額	0 円
	④うち基準年度からの増減分	0 円

※　別紙様式７別添２の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を添付すること。

※確認欄（千円未満の端数は切り捨て）

＜加算Ⅱ新規事由がある場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であること（※1））

A　特定加算見込額【（１）③】	円
B　賃金改善等見込総額【（２）①】	円

※1 原則、賃金改善額（Ｂ）は、加算額（Ａ）以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Ａの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

＜加算Ⅱ新規事由がない場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であることかつDの額がCの額以上であること（※2））

A	加算前年度の賃金水準（起点賃金水準）【（２）⑤－（３）②＋（３）④（※3）】	円
B	賃金見込総額【（２）③－（２）④】	円
C	加算見込額【（１）②】	円
D	加算Ⅱに係る手当又は基本給の総額【別紙様式７別添１（４）③＋別紙様式７別添１（５）③】	円

※2 原則、賃金改善額（Ｄ）は、加算額（Ｃ）以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Ｃの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

※3 （３）②及び（３）④から法定福利費等の事業主負担分を除いたうえで算出すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別紙様式７別添１～２　（略）

改正前

（３）他施設への配分等について

①	拠出見込額	0 円
	②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入見込額	0 円
	④うち基準年度からの増減分	0 円

※　別紙様式７別添２の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を添付すること。

※確認欄（千円未満の端数は切り捨て）

＜加算Ⅱ新規事由がある場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であること（※1））

A　特定加算見込額【（１）③】	円
B　賃金改善等見込総額【（２）①】	円

※1 原則、賃金改善額（Ｂ）は、加算額（Ａ）以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Ａの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

＜加算Ⅱ新規事由がない場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であることかつDの額がCの額以上であること（※2））

A	加算前年度の賃金水準（起点賃金水準）【（２）⑤－（３）②＋（３）④（※3）】	円
B	賃金見込総額【（２）③－（２）④】	円
C	加算見込額【（１）②】	円
D	加算Ⅱに係る手当又は基本給の総額【別紙様式７別添１（４）③＋別紙様式７別添１（５）③】	円

※2 原則、賃金改善額（Ｄ）は、加算額（Ｃ）以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Ｃの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

※3 （３）②及び（３）④から法定福利費等の事業主負担分を除いたうえで算出すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別紙様式７別添１～２　（同左）

改正後

別紙様式８

令和　　年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

（１）加算前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（加算前年度の加算残額がある場合のみ記入）

①	加算前年度の加算残額	円	
②	加算前年度の加算残額に対応した支払い賃金額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）	円	
③	加算前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
④	賃金改善の方法	□ 基本給 □ 手当（　　） □ 賞与（一時金） □ その他（　　）	
	支払った給与の項目		
	具体的な支払い方法		

（２）加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	人数Ａ　人	人数Ｂ　人
		円	
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円	
③	賃金改善実施期間	令和　年　月 ～ 令和　年　月	

※ 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあっては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあっては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（３）賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額（②＋⑨）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善実績総額（③－④－⑤－⑧）	0 円
	③支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。）	円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	円
	⑤起点賃金水準（⑥＋⑦）	0 円
	⑥基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。）	円

改正前

別紙様式８

令和　　年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）

市　町　村　名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

（１）加算前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（加算前年度の加算残額がある場合のみ記入）

①	加算前年度の加算残額	円	
②	加算前年度の加算残額に対応した支払い賃金額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）	円	
③	加算前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
④	賃金改善の方法	□ 基本給 □ 手当（　　） □ 賞与（一時金） □ その他（　　）	
	支払った給与の項目		
	具体的な支払い方法		

（２）加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	人数Ａ　人	人数Ｂ　人
		円	
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円	
③	賃金改善実施期間	令和　年　月 ～ 令和　年　月	

※ 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあっては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあっては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（３）賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額（②＋⑩）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善実績総額（③－④－⑤－⑨）	0 円
	③支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。）	円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	円
	⑤起点賃金水準（⑥＋⑦－⑧）	0 円
	⑥基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く）を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。）	円

改正後

⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	円
削除	円
⑧基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額	円
⑨事業主負担増加相当総額	円

（４）他施設との配分調整について

①	拠出実績額	0 円
	②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入実績額	0 円
	④うち基準年度からの増減分	0 円

※　別紙様式８別添２の「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」を添付すること。

（５）加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

①	加算実績額に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨て） ※加算Ⅱ新規事由の有無の別により以下により算出すること。 ・加算Ⅱ新規事由がある場合： （２）②－（３）① ・加算Ⅱ新規事由がない場合： （２）①－｛別紙様式８別添１（６）③＋別紙様式８別添１（７）③｝	加算Ⅱ新規事由の有無	
		0 円	
（以下、加算残額が生じた場合のみ記入）			
②	加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
③	支払った給与の項目	□基本給 □手当（　　） □賞与（一時金） □その他（　　）	
④	具体的な支払い方法		

上記について相違ないことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別紙様式８別添１～２　（略）

改正前

⑦基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	円
⑧令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額	円
⑨基準年度に加算Ⅱの対象であり、かつ加算当年度に加算Ⅱの対象外となった職員に係る、基準年度における加算Ⅱに係る賃金改善額	円
⑩事業主負担増加相当総額	円

（４）他施設との配分調整について

①	拠出実績額	0 円
	②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入実績額	0 円
	④うち基準年度からの増減分	0 円

※　別紙様式８別添２の「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」を添付すること。

（５）加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

①	加算実績額に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨て） ※加算Ⅱ新規事由の有無の別により以下により算出すること。 ・加算Ⅱ新規事由がある場合： （２）②－（３）① ・加算Ⅱ新規事由がない場合： （２）①－｛別紙様式８別添１（６）③＋別紙様式８別添１（７）③｝	加算Ⅱ新規事由の有無	
		0 円	
（以下、加算残額が生じた場合のみ記入）			
②	加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
③	支払った給与の項目	□基本給 □手当（　　） □賞与（一時金） □その他（　　）	
④	具体的な支払い方法		

上記について相違ないことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別紙様式８別添１～２　（同左）

改正後

別紙様式９

令和　年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）

市　町　村　名	0
施設・事業所名	0
施設・事業所類型	0
施設・事業所番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

（１）賃金改善について

①	加算Ⅲ新規事由		
②	加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	加算Ⅲ算定対象人数　　人	円
③	特定加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※）		円
④	賃金改善実施期間	令和　年　月 ～ 令和　年　月（　ヶ月）	

※　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあっては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあっては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（２）賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額（②＋⑨）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善見込総額（③－④－⑤－⑥）	0 円
	③支払賃金	0 円
	④③のうち、加算前年度基準年度の加算残額に係る支払賃金	0 円
	⑤③のうち、加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑥起点賃金水準（⑦＋⑧）	0 円
	⑦基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）	0 円
	⑧基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	0 円
	削除	0 円
	⑨事業主負担増加見込総額	0 円

（３）他施設への配分等について

①	拠出見込額	0 円
	②うち基準年度からの増減	0 円
③	受入見込額	0 円
	④うち基準年度からの増減	0 円

※　別紙様式９別添２の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を添付すること。

改正前

別紙様式９

令和　年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）

市　町　村　名	0
施設・事業所名	0
施設・事業所類型	0
施設・事業所番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

（１）賃金改善について

①	加算Ⅲ新規事由		
②	加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	加算Ⅲ算定対象人数　　人	円
③	特定加算見込額（千円未満の端数は切り捨て）（※）		円
④	賃金改善実施期間	令和　年　月 ～ 令和　年　月（　ヶ月）	

※　施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあっては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあっては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。

（２）賃金改善等見込総額

①	賃金改善等見込総額（②＋⑩）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善見込総額（③－④－⑤－⑥）	0 円
	③支払賃金	0 円
	④③のうち、加算前年度基準年度の加算残額に係る支払賃金	0 円
	⑤③のうち、加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑥起点賃金水準（⑦＋⑧－⑨）	0 円
	⑦基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く）を含む）	0 円
	⑧基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	0 円
	⑨令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額	0 円
	⑩事業主負担増加見込総額	0 円

（３）他施設への配分等について

①	拠出見込額	0 円
	②うち基準年度からの増減	0 円
③	受入見込額	0 円
	④うち基準年度からの増減	0 円

※　別紙様式９別添２の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を添付すること。

※確認欄

＜加算Ⅲ新規事由がある場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であること（※1）かつＤの額がＣの額以上であること（※2））

A	特定加算見込額【（１）③】	円
B	賃金改善等見込総額【（２）①】	円
C	加算見込額【（１）②】	円
D	加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額【別紙様式９別添１の「加算Ⅲによる賃金改善見込額」と「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」の総額欄の合計】	0 円

※1 原則、賃金改善等見込総額（Ｂ）は、特定加算見込額（Ａ）以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Ａの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

＜加算Ⅲ新規事由がない場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であることかつＤの額がＣの額以上であること（※2））

A	基準年度の賃金水準（起点賃金水準）【（２）⑥－（３）②＋（３）④（※3）】	円
B	賃金見込総額【（２）③－（２）④－（２）⑤】	円
C	加算見込額【（１）②】	円
D	加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額【別紙様式９別添１の「加算Ⅲによる賃金改善見込額」と「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」の総額欄の合計】	0 円

※2　原則、賃金改善額（Ｄ）は、加算額（Ｃ）以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Ｃの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

※3 （３）②及び（３）④から法定福利費等の事業主負担分を除いたうえで算出すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別紙様式９別添１～２　（略）

※確認欄

＜加算Ⅲ新規事由がある場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であること（※1）かつＤの額がＣの額以上であること（※2））

A	特定加算見込額【（１）③】	円
B	賃金改善等見込総額【（２）①】	円
C	加算見込額【（１）②】	円
D	加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額【別紙様式９別添１の「加算Ⅲによる賃金改善見込額」と「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」の総額欄の合計】	0 円

※1 原則、賃金改善等見込総額（Ｂ）は、特定加算見込額（Ａ）以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Ａの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

＜加算Ⅲ新規事由がない場合＞（以下のＢの額がＡの額以上であることかつＤの額がＣの額以上であること（※2））

A	基準年度の賃金水準（起点賃金水準）【（２）⑥－（３）②＋（３）④（※3）】	円
B	賃金見込総額【（２）③－（２）④－（２）⑤】	円
C	加算見込額【（１）②】	円
D	加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額【別紙様式９別添１の「加算Ⅲによる賃金改善見込額」と「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」の総額欄の合計】	0 円

※2　原則、賃金改善額（Ｄ）は、加算額（Ｃ）以上であることが必要だが、法定福利費の事業主負担増加額が少ないことにより、Ｃの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途、職員の処遇改善に充てること。

※3 （３）②及び（３）④から法定福利費等の事業主負担分を除いたうえで算出すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別紙様式９別添１～２　（同左）

改正後

別紙様式10

令和　年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）

市　町　村　名	0
施設・事業所名	0
施設・事業所類型	0
施設・事業所番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

（１）前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（前年度の加算残額がある場合のみ記入）

①	加算前年度の加算残額	円	
②	加算前年度の加算残額に対応した支払い賃金額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）	円	
③	加算前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
④	賃金改善の方法	□ 基本給 □ 手当（　　） □ 賞与（一時金） □ その他（　　）	
	具体的な支払い方法		

（２）加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
③	賃金改善実施期間	令和　年　月　～　令和　年　月

※ 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあっては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあっては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入する

（３）賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額（②＋⑨）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善実績総額（③－④－⑤－⑥）	0 円
	③支払賃金	0 円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	0 円
	⑤③のうち、加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑥起点賃金水準（⑦＋⑧）	0 円
	⑦基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額を含む）	0 円
	⑧基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	0 円
	削除	0 円
	⑨事業主負担増加相当総額	0 円

改正前

別紙様式10

令和　年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）

市　町　村　名	0
施設・事業所名	0
施設・事業所類型	0
施設・事業所番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

（１）前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（前年度の加算残額がある場合のみ記入）

①	加算前年度の加算残額	円	
②	加算前年度の加算残額に対応した支払い賃金額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）	円	
③	加算前年度の加算残額に対応した賃金の支払い状況	支払いの有無	支払い時期
④	賃金改善の方法	□ 基本給 □ 手当（　　） □ 賞与（一時金） □ その他（　　）	
	具体的な支払い方法		

（２）加算実績額

①	加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
	②特定加算実績額（千円未満の端数は切り捨て）（※）	円
③	賃金改善実施期間	令和　年　月　～　令和　年　月

※ 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあっては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあっては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入する

（３）賃金改善等実績総額

①	賃金改善等実績総額（②＋⑩）（千円未満の端数は切り捨て）	0 円
	②賃金改善実績総額（③－④－⑤－⑥）	0 円
	③支払賃金	0 円
	④③のうち、加算前年度の加算残額に係る支払賃金	0 円
	⑤③のうち、加算Ⅱの新規事由による賃金改善額	0 円
	⑥起点賃金水準（⑦＋⑧－⑨）	0 円
	⑦基準年度の賃金水準（当該年度に係る加算残額（令和４年度の加算Ⅲに係るものを除く）を含む）	0 円
	⑧基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分	0 円
	⑨令和４年度の加算Ⅲ等による賃金改善額	0 円
	⑩事業主負担増加相当総額	0 円

（４）他施設への配分等について

①	拠出額	0 円
	②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入額	0 円
	④うち基準年度からの増減分	0 円

※ 別紙様式10別添２の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を添付すること。

（５）加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

①	加算実績額に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨て） （２）①ー別紙様式10別添１の「加算Ⅲによる賃金改善額」と「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」の総額欄の合計 ※加算Ⅲ新規事由ありの場合、以下についても算出すること。 （２）②ー（３）①	0 円	
		加算Ⅲ新規事由の有無	
		円	

（以下、加算残額が生じた場合のみ記入）

		支払いの有無	支払い時期
②	加算残額に対応した賃金の支払い状況		
③	支払った給与の項目	□ 基本給 □ 手当（　　） □ 賞与（一時金） □ その他（　　）	
④	具体的な支払い方法		

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別紙様式10別添１～２　（同左）

（４）他施設への配分等について

①	拠出額	0 円
	②うち基準年度からの増減分	0 円
③	受入額	0 円
	④うち基準年度からの増減分	0 円

※ 別紙様式10別添２の「同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表」を添付すること。

（５）加算実績額と賃金改善に要した費用の総額との差額について

①	加算実績額に要した費用の総額との差額（千円未満の端数は切り捨て） （２）①ー別紙様式10別添１の「加算Ⅲによる賃金改善額」と「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」の総額欄の合計 ※加算Ⅲ新規事由ありの場合、以下についても算出すること。 （２）②ー（３）①	0 円	
		加算Ⅲ新規事由の有無	
		円	

（以下、加算残額が生じた場合のみ記入）

		支払いの有無	支払い時期
②	加算残額に対応した賃金の支払い状況		
③	支払った給与の項目	□ 基本給 □ 手当（　　） □ 賞与（一時金） □ その他（　　）	
④	具体的な支払い方法		

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和　年　　月　　日

事　業　者　名

代　表　者　名

別紙様式10別添１～２　（同左）

改正後	改正前
別紙様式11 **令和　年度賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）** 市　町　村　名 施設・事業所名 施設・事業所類型 施設・事業所番号 １．当年度の加算見込額 処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）／処遇改善等加算Ⅱ／処遇改善等加算Ⅲ 加算見込額　円　0　円　0　円 内訳　加算率・基礎職員数　率　人数A　人数B　人 内訳　単価　円　円　円　円 内訳　月数　月　月　月 ※１ 誓約書の提出後に状況等が変わり、加算額が変わった場合でも改めて提出することは不要。 ２．賃金改善に係る誓約について ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについて、下欄の項目に〇を入れることで誓約する。 ―　加算額は加算当年度の職員の人件費（賃金改善額を含む）に確実に充てるとともに、当該職員に係る支払い賃金総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回りません。 ※1. 人件費には、それに伴う法定福利費の事業主負担分の増を含む。 ※2. 「賃金改善額」とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げた金額をいう。賃金改善に伴う法定福利費の事業主負担分の増は賃金改善額に加える。 上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。 令和　年　月　日 事　業　者　名 代　表　者　名	〔加える〕